

# リジョン薬局 厚別

開局時間 月-金 9:00-18:00

土 9:00-10:00

日・祝日・年末年始 休み

- ・在宅で療養されている方に在宅患者訪問薬剤管理指導を行っています。
- ・ジェネリック医薬品(後発医薬品)を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。
- ・お薬を安全で安心してご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。
- ・薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関してご説明をいたします。
- ・調剤したお薬や市販薬について薬の飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。
- ・お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。
- ・夜間・休日等加算の対象時間  
平日19:00-閉店まで ※1月2-3日 12月29-31日は休日扱い
- ・営業時間外の時間外調剤料について  
時間外加算 18:30-22:00 6:00-8:00 深夜加算 22:00-6:00  
休日加算 日曜日・祝日・年末年始(12月30日-翌年1月3日)

## 緊急連絡先

(転送電話で対応)

# 011-398-5656

- ・調剤基本料について ●調剤基本料1:45点 ●後発医薬品体制加算3:30点  
●連携強化加算:5点

処方せん受付回数が月1,800回以下で、グループ内の薬局数は300店舗未満、グループ全体の合計受付数は月に4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率が5割以上で、地方厚生局に報告済みです。特定医療機関からの不動産賃貸借などの関係はありません。後発医薬品の調剤率は50%以上です。非常時対応のための連携体制が整えています。

- ・訪問管理薬剤指導について(北海道知事指定介護保険事業所 第0140346685号)  
在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出てください。(医師の了解と指示が必要です)

・在宅患者訪問薬剤管理指導(医療保険対象者)

同一建物居住者以外 650点/回(1人) 同一建物居住者 320点/回(2-9人)290点/回(10人以上)

・居宅療養管理指導 及び 介護予防居宅療養管理指導(介護保険対象者)

同一建物居住者以外 518点/回(1人) 同一建物居住者 379点/回(2-9人)342点/回(10人以上)

自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

麻薬の必要な場合は100点が加算されます。 1点=10円 10点=10円(1割負担)30円(3割負担)

# 薬局の管理及び運営に関する事項

**許可区分の別** : 薬局

**薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地**

**有効期間** : 薬局開設許可証(別掲)を参照

**開設者** : region株式会社

**管理薬剤師指名** : 猪苧 良祐

## 勤務する薬剤師(担当業務)

- ・田口 圭三(保管・陳列・販売・情報提供・相談)
- ・山崎 健吾(保管・陳列・販売・情報提供・相談)
- ・菊池 俊(保管・陳列・販売・情報提供・相談)
- ・増子 ひとみ(保管・陳列・販売・情報提供・相談)
- ・宮本 智子(保管・陳列・販売・情報提供・相談)
- ・對馬 凜(保管・陳列・販売・情報提供・相談)
- ・橋場 剛(保管・陳列・販売・情報提供・相談)

## 取り扱う一般用医薬品の区分

- ・要指導医薬品・第一類医薬品・指定第二類医薬品
- ・第二類医薬品・第三類医薬品

## 当薬局勤務者の区分

- ・薬剤師 スクラブ(上:灰色、下:黒)  
名札に氏名及び「薬剤師」と記載
- ・登録販売者 色付きのジャケット:名札に氏名及び  
「登録販売者」と記載
- ・その他の勤務者 医務衣(上:青または緑、下:紺)  
または白衣(白、水色)  
名札に氏名を記載

## 相談時・緊急時の連絡先

011-398-5656(薬剤師の携帯電話に夜間等転送する)

# 取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助

## 個別の調剤報酬の算定項目の分かる 明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

## 取り扱う一般用医薬品・副作用救済制度の案内

### 要指導 医薬品

医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。

**薬剤師**が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

### 第1類 医薬品

#### 一般用医薬品

使用上特に注意が必要な医薬品です。

**薬剤師**が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

### 第2類 医薬品

#### 一般用医薬品

使用上、注意が必要な医薬品。

**薬剤師**または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。商品に直接触れることができます。

#### 指定第2類医薬品

第2類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。「**してはいけないこと**」を必ずご確認ください。情報提供しやすい場所に陳列されています。

### 第3類 医薬品

#### 一般用医薬品

要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬品です。

**薬剤師**または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

### 健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

### 苦情相談窓口

札幌薬剤師会  
011-814-5556

# 個人情報に関する基本方針・取り扱い

## 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」)を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

## 具体的な取り組み

- 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- 個人情報の取扱いに関するルール(運用管理規定)を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 個人情報の適切な保管のために安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

## 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意がたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

## 個人情報の利用目的

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握(副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務(審査支払機関)への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う薬剤師・医療事務等の教育・研修
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会・学術誌等への発表・報告(学会、研究会、学術誌等で発表、報告する場合、個人を特定できないように匿名化いたします。匿名化が困難な場合は、ご本人の同意をいただきます。)
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

## 業務委託について

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い、契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

## 情報開示について

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

# 無菌調剤を行っています

当薬局では、2名以上の薬剤師が在籍しており、中心静脈栄養法輸液、抗悪性腫瘍剤、麻薬など2種類以上の注射剤に対し、クリーンベンチといった無菌環境で、無菌化された器具を用いて無菌調剤を実施しています。

お薬のことで困ったら**かかりつけ薬剤師**におまかせください

お薬がたくさんあって間違えそうになる  
いろんな病院で薬をもらっている  
こんなこと医師にいてもいいのかなあ



専任の薬剤師が  
あなたの薬を管理

担当薬剤師を指名してください。同意書にご署名いただくことで、次回から専任の**かかりつけ薬剤師**が担当させていただきます。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局には週2時間以上勤務しています（育児や介護などで労働時間が短縮される場合は週4時間、4日以上）。薬剤師認定制度認証機構によって認証された研修認定制度などの研修認定を取得しており、医療に関連する地域活動にも積極的に参加しています。

## 医療DXを積極的に推進しています

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

### 1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

### 2. マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

### 3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。

## 感染・災害発生時に対応できる体制を備えています

当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

# 地域に貢献する薬局になるためにしていること



## 開局時間

平日:8時間以上  
土日:一定時間  
週:45時間以上



## かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています。  
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。



## 対応

24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。



## 健康相談

健康相談を行っています。  
緊急避妊薬の対応、一般用医薬品の販売、医療機関への受診を勧奨しています。



## 医薬品備蓄

1200品目以上の医薬品を備蓄しています。  
在庫状況の共有・融通を行っています。



## 情報収集

インターネットを通じた情報収集と周知(PMDAメディナビなど)を行っています。



## 在宅医療

在宅業務体制の整備と実績(年間24回以上)について、医療材料および衛生材料を供給可能な体制が整っており、医療機関や訪問看護ステーションとの連携が可能。



## 後発医薬品

処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が0%以上あります。



## プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



## 研修

調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



## 麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



## 副作用報告

健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備。

# 2024年10月から、医薬品の自己負担の新しい仕組みが始まります -長期収載品の選定療養

## 長期収載品の選定療養ってなに？

患者さんが先発医薬品(長期収載品)を選択する場合**価格差の一部を自己負担**いただけます。医療上の理由がない限り、先発医薬品を選択される場合は**特別の料金**※+消費税を自己負担いただけます。

なお、この料金に**薬局の収入を増やすためのものではなく**医療保険財政の改善を目的としています。

※医師や薬剤師が判断したり、供給が不安定な品目は対象外となります。  
※生活保護受給者の方は、医師が医学的な理由から必要と判断した場合を除き、原則としてジェネリック医薬品を選んでいただくことになります。  
※薬剤料以外の費用は、これまでと同じです。

先発医薬品  
2024年9月まで



ジェネリック医薬品



先発医薬品  
2024年10月-



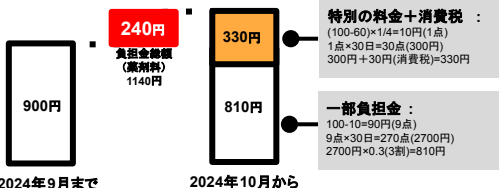
\*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の4分の1。さらに消費税が追加されます。

患者負担の総額

## どのくらい高くなるの？

先発医薬品とジェネリックの差額の9分の1に消費税を加えた額が特別料金となり、これに一部負担金がかかります。例えば、差額円の場合、10円が特別料金となり、消費税も加算されます。自己負担額の計算は個々で異なり、複雑です。詳しくは、かかりつけの薬局にご確認ください。

先発医薬品(1錠100円)、ジェネリック(1錠60円)  
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



将来にわたって国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします